

(写)

滋賀県と滋賀大学との連携・協力に関する包括協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀大学（以下「乙」という。）は、滋賀の活性化を図ることを目的として、相互に連携・協力しながら、協働事業に取り組むこととし、次のとおり協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 甲および乙は、次の事項について、包括的な連携・協力のもと、相互に合意した具体的な事業に協働で取り組む。

- (1) 地方創生に関すること
- (2) 産業振興に関すること
- (3) 教育振興に関すること
- (4) 環境保全・防災対策に関すること
- (5) その他両者が協議して必要と認められる事項

（期間）

第2条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも改廃の申入れがないときは、更に1年間同一内容で更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第3条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

この協定の証として本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月28日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

三日月 大造

乙 滋賀県彦根市馬場一丁目1番1号

滋賀大学長

佐和 隆光